

年収103万円の壁

現在、「年収103万円の壁」について与野党で議論がかわされています。給与収入が103万円を超えると所得税の負担が生じるため、103万円が「壁」という表現になっています。おそらくですが、この壁が160万円に引き上げられる見通しとなっています。（令和7年より）

最近では労働力不足が叫ばれており、働く時間の調整をされることで現場が回らなくなるという声を聞きますが、自分に所得税の負担が生じるから、年収を103万円以下に抑えようとする人はほとんどいないと思われます。（年収が104万円になると103万円を超過する1万円に対して所得税負担が発生しますが、手取り額が減るわけではありませんからね）

多くの人は社会保険の負担が生じることを避けるために年収を調整しています。いわゆる106万円とか130万円の壁です。こちらは年収が増加しても手取り額が減少する場合がありますので本当の壁になっています。

個人的には社会保険の制度改正がより重要なかなと思いますが、こちらは来年か再来年の改正の予定となっているようです。

なお、所得税の扶養控除も改正が予定されています。現状では、子の年収が103万円を超えると、親の扶養控除の対象外となり親の税額が増加することになっています。（これも103万円の壁と言えます。）今回の改正で、19歳から22歳の大学生世代の子に関しては扶養控除の子の年収要件が150万円以下に引き上げられます。親も助かる、職場も助かる、ということでこちらは良い改正かなと思います。

3月の国会で改正案が可決されたら正式決定となります。4月になったら担当者より改正内容についてのご報告を致します。（所長：税理士 本野 智之）

連載中 励ましと自省の言葉

会長（表征史）の祈りの言葉となっております。

夫婦、親子仲よきのコツ

“たねまき文庫”という手のひらに乗る30頁の小さな本に夫婦円満のコツとして次の文章がありました。

しつけの三原則

1. 朝の“あいさつ”を明るくする子
2. “ハイ”とはっきり返事のできる子
3. 席を立ったらずいすを入れ、履き物を必ずそろえる子



それには夫婦が自らその範を示せるように。

人は、他人に求めては罪をつくると言われています。（求不得苦-四苦八苦の一つ）私の80年余の人生もまさしくその罪の連続でした。“善いこと”は自ら黙して唯、素直にする、行う。お金が一銭もかからないことが一番むずかしいですね。

（会長：税理士 表 征史）

法人課税

【中小企業者等に対する軽減税率の延長】

賃上げや物価高への対応に直面している中小企業の状況を踏まえ、適用期限が2年間延長され、「令和9年3月31日までに開始する事業年度」までとなり、極めて所得が高い中小企業等について一定の見直しを行うことになりました。

区分	対象所得金額	対象事業年度の所得金額	改正前		
			令和6.4.1～令和7.3.31に開始する事業年度	令和7.4.1～令和9.3.31に開始する事業年度	令和9.4.1～以後に開始する事業年度
中小法人 (資本金1億円以下)	年800万円以下	年10億円以下	15% (軽減税率)	19% (本則税率)	
		年10億円超	23.2%		
		年800万円超	23.2%		

区分	対象所得金額	対象事業年度の所得金額	改正後		
			令和6.4.1～令和7.3.31に開始する事業年度	令和7.4.1～令和9.3.31に開始する事業年度	令和9.4.1～以後に開始する事業年度
中小法人 (資本金1億円以下)	年800万円以下	年10億円以下	15% (軽減税率)	15% (軽減税率)	19% (本則税率)
		年10億円超	17% (軽減税率)		
		年800万円超	23.2%		

【中小企業投資促進税制の延長】

中小企業投資促進税制は、中小企業における設備投資を後押しするため、一定の設備投資を行った場合に、税額控除（7%）又は特別償却（30%）の適用を認める措置。

税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る

人手不足や物価高騰が続く中、中小企業の更なる設備投資を促進するため、適用期限を2年間延長します。

【中小企業経営強化税制の拡充及び延長】

中小企業は雇用の7割を抱えており、日本にとって重要な経済主体で健全な成長が地域経済の維持発展のために不可欠である中、成長意欲の高い中小企業の設備投資に対して更なる措置を講じることとなりました。適用要件等の見直しを行ったうえで適用期限が2年間延長され、「令和9年3月31日までに開始する事業年度」までとなりました。デジタル化設備（C類型）は廃止となります。

類型	要件	税制措置	対象設備	その他要件
生産性向上 (A類型) 確認者 工業会等	経営強化法の認定 生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備 単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト 削減率のいずれか	即時償却 又は 10%税額控除 (資本金3,000万円超の中小企業者等は7%税額控除)	機械装置(160万円以上) 工具(30万円以上) (A類型の場合、測定・検査工具に限る) 器具備品(30万円以上) 建物附属設備(60万円以上) ソフトウェア(70万円以上) (A類型の場合、設備の稼働状況等に 係る情報収集機能及び分析・指示機能を 有するものに限る)	・生産等設備を構成するもの 事務用器具備品・本店・ 寄宿舎等に係る建物附属設備 福利厚生施設に係るものは 該当しない。 (暗号資産マイニング業の用に 供する設備は対象外)
収益力強化 (B類型) 確認者 経済産業局	経営強化法の認定 投資利益率が年平均7%以上の投資計画に係る設備 計算に使う期間は、投資設備中の最長の減価償却期間に 合わせる			
経営資源集約化 (D類型) 確認者 経済産業局	経営強化法の認定 修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上 の投資計画に係る設備			

さらに売上高100億超を目指す、成長意欲の高い企業の創出を促進するための拡充措置として、売上100億円超の達成に向けたロードマップ作成等を要件に、工場のラインや店舗等の生産性向上に係る設備導入に伴う建物を対象設備に追加します。

最終ページにも税制改正の続きがあります。

合同会社 ヒューマンリソース さん

を 紹 介 し ま す

今回は金沢市高尾台にある職業紹介業の合同会社ヒューマンリソースさんを紹介します。人材不足に悩む企業に外国人労働者を紹介する会社です。経験豊富なスタッフも揃っています。人手不足にお悩みの方は是非ご相談ください。

人手不足に悩む企業様 雇用問題は外国人労働者で解決！！

～外国人労働者の採用をご検討ください～

「人手不足の問題を解決するべく外国人を採用したいけどよくわからない」
「何も分からないけど手続きはしたらよいのか？」等、受け入れ前のご相談、受け入れ時の申請作業、各種教育等まとめて解決してくれる会社です。

●外国人受け入れのメリット●

- ・製造業、介護業界、飲食業界の人手不足の解決
- ・日本国外の人材の為、国内の人口減少の影響を受けない
- ・若い人材を確保できる
- ・企業の国際的な視点を広げる

●充実のサポート体制●

- ・スタッフの労務管理
- ・現場教育、研修の実施
- ・在留ビザ管理
- ・役所対応等のサポート

2019年4月に、あらたな外国人の在留資格として『特定技能』が新設されました。日本では外国人の単純労働（専門知識を必要とせず短時間の訓練で行うことができる仕事のこと）を禁止していました。しかし特定技能の在留資格では、近年の日本の人手不足を解消するために、特定の12業種であれば単純労働を含めて働くことを許可したため、大きな話題となっています。



特定技能1号12業種で外国人の方の単純労働の就労を許可しています

<特定技能1号12業種>

建設業、造船・船用工業、自動車整備業、航空業、宿泊業、介護、ビルクリーニング、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、素形材産業・産業機械・電気電子情報関連製造業

特定技能とは？

「特定技能」とは、国内人材確保が困難な状況にある産業分野（12業種）において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることを目的とする在留資格です。



合同会社
ヒューマンリソース
〒921-8155
金沢市高尾台1丁目300
定休日：土・日・祝
TEL:076-220-6068
FAX:076-220-6098

担当者より一言

多くの企業様に外国人労働者を紹介してきた実績があります。外国人という言葉が通じないのではと心配される方も多いですが、日常会話レベルの日本語を習得されている外国人も沢山います。人材不足にお悩みの方は、一度ご相談されてみてはいかがでしょうか？

(担当：斉藤)



3月・4月の税務と行事

○日曜日・祝祭日 ○表会計休業日



3 March

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
						①
②	3	4	5	6	7	8
⑨	10	11	12	13	14	⑮
⑮	17	18	19	⑳	21	⑳
⑳	24	25	26	27	28	㉑
㉑	30	31				

- 10日 源泉所得税の納付（毎月）
- 17日 申告所得税、個人確定申告
申告期限
- 31日 1月決算法人の確定申告
7月決算法人の予定・中間申告
個人消費税の確定申告

4 April

SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
		1	2	3	4	⑤
⑥	7	8	9	10	11	⑫
⑬	14	15	16	17	18	⑰
⑳	21	22	23	24	25	⑳
㉑	28	㉒	30			

- 10日 源泉所得税の納付（毎月）
- 30日 2月決算法人の確定申告
8月決算法人の予定・中間申告
固定資産税（金沢市）第1期納付



令和7年度 税制改正大綱（後編）



<資産課税>

【事業承継税制 役員就任要件・事業従事要件の緩和】

どんな税制？

一定の要件のもと、非上場株式等に係る贈与税・相続税負担を「**実質ゼロ**」にする事業承継税制の特例措置です。

改正ポイント

贈与税における、後継者の役員就任要件（株式贈与日に、後継者が役員に就任後3年以上経過している必要があること）の事実上撤廃
特例措置の適用期限の延長はなし
（適用期限 法人版：令和9年12月末、個人版：令和10年12月末）

改正前 特例措置適用のためには、贈与の場合、株式贈与日に、後継者が役員（取締役、監査役または会計参与）に「**就任後3年以上経過している必要がある**」こととされていました。

改正後 令和7年1月1日以後は、「**贈与の直前において**」特例認定贈与承継会社の役員等であることが要件となります。

事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討するとしています。ご不明な点等ございましたら、ご相談ください。

今回の税制改正は、個人や企業の税負担に大きな影響を与える可能性があります。国会の審議によっては一部変更となる場合がありますので今後の動向に注意が必要です。
(担当：高木)